

ひと

女

ひと

と男



男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

企画課 男女共同参画推進係 ☎ 72 - 2111(内線 222)

11月12日(木)から11月25日(水)は 女性に対する暴力をなくす運動の実施期間です



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上でも克服すべき重要な課題です。

平成 13 年 6 月 5 日に内閣府男女共同参画推進本部において毎年 11 月 12 日から 25 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定められました。この期間中、内閣府では全国の地方公共団体や女性団体等の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等の女性に対する暴力をなくすための取り組みを行っています。

小郡市においても、この運動を一つの機会ととらえ、11月12日(木)に「おごおり女性ホットライン開設記念講演会」を開催します。詳しくは表紙をご覧ください。

配偶者からの暴力

夫婦やパートナーなど親しい間での暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。暴力には身体的暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力も含まれます。多くの場合、社会的に弱い立場にある女性が被害者です。家庭内などで起こることが多いため、発見が困難で被害者も相談しにくい状況にあり、被害が深刻化しやすいので早急な発見と適切な対処が必要です。配偶者間であっても暴力は犯罪であり、決して許されるものではありません。

○被害者を守るための法律

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が制定されました（平成 16 年、19 年改正）。法に基づいて、「配偶者暴力相談支援センター」が都道府県ごとに設置され、被害者の相談や情報提供、一時保護、自立支援などを行っており、県内には9か所設置されています。

本市近くの支援センターは、「北筑後保健福祉環境事務所」
(☎ 34 - 8111) です。

また、保護命令について規定しており、身体的な暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者が重大な危害を受けるおそれが多い場合には、裁判所に申し立てて、接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令を出すことができます。

